

# 12月定例県議会を終えて

## 福祉灯油は4年連続実施、中小企業の賃上げ支援はさらに拡充へ 給特法廃止を求める請願・意見書採択

2024年12月9日

日本共産党県議団

齊藤 信

高田一郎

### はじめに

12月定例県議会は11月26日から12月9日まで開催されました。12月議会には、4年連続で福祉灯油を実施する等の補正予算（第7号）総額6億6600万円と、人事委員会勧告に基づいて平均3.11%引き上げる給与改定の補正予算（第8号）総額51億2200万円が提出されました。

中小企業の賃上げを直接支援する「物価高騰対策賃上げ支援金」は、申請期限の11月15日までに、申請が2896件、20414人、10億2070万円となりました。達増知事は、「単価の見直し等、さらに踏み込んだ支援策の検討に着手している」「年内に補正予算を提案したい」と注目すべき答弁を行いました。

12月議会の最大の焦点となったのは、「県立病院の経営計画（2025-2030）」最終案とその具体化となる紫波地域診療センターの廃止条例でした。県立病院は今年度90億円の赤字となることから、6年間で5病棟削減し、120人の看護師を削減、医師の増員はわずか23人という最終案でした。

「久慈地域医療を守る会」は12月3日、久慈病院の医師確保を求めて7444筆の署名を集め県知事と医療局長に要望しました。「紫波町の医療と福祉を守る会」は、12月2日の紫波町議会で可決された「紫波地域診療センターの存続と機能充実を求める意見書」を踏まえ、12月議会に廃止条例が出されている「紫波地域診療センターの存続と入院ベッドの確保を求める」緊急要望を1368筆の署名を集め、医療局長に行いました。

12月4日、齊藤県議が議案に対する質疑に立ち、紫波地域診療センターの廃止条例について、町民の総意というべき紫波町議会の意見書を踏まえ、医療局は地域住民に丁寧に説明をすべきであり、地域住民への説明なしに紫波地域診療センターの廃止条例を強行すべきではないと厳しく指摘しました。

県職員の3.11%の給与改定は評価すべきものですが、この30年間でみれば県職員の年収はピーク時と比べ65万円下回っており、特別職の報酬の引き上げには反対を表明しました。

「岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの指定管理者指定関連議案」は、これまで委託を受けていた県文化振興事業団が、採算が取れないと申請もできず、県外の事業者が指定されることになり、反対しました。県公会堂指定管理者指定関連議案は、非正規の職員の賃金が最低賃金の952円、960円と低く、県の施設でワーキングプアをつくものとなっていることから反対しました。

県民・諸団体から提出された請願では、「給特法の廃止と具体的な業務削減策を求める」請願・意見書は、自民党・公明党が反対しましたが賛成多数で採択。「私学助成の拡充を求める」二つの請願と意見書は全会一致で採択されました。「困難を抱える妊産婦に対する支援の充実・強化を求める」請願も全会一致で採択されました。「医療機関の経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を求める」請願は、自民党・公明党が反対しましたが賛成多数で採択。県に対し財政支援を求める

項目は、自民党、いわて新政会、いわて県民クラブ・無所属の会、公明党が反対し不採択となりました。「所得税法第 56 条廃止を求める」請願は、共産党、社民党、希望いわての一部、いわて県民クラブの一部が賛成しましたが不採択となりました。「盛岡一高バレー部にかかわる調査検証委員会設置について」の請願と「ゲノム編集食品の表示義務化を求める」請願は、継続審査となりました。

## 1、福祉灯油は 4 年連続実施、物価高騰対策賃上げ支援金の拡充を表明

- 1) 9 月県議会での請願採択を受け、福祉灯油（生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助）が 4 年連続全市町村で実施されます。1 世帯 7000 円、市町村に 2 分の 1 を助成します。対象世帯数は 11 万 2160 世帯、県の事業費は 3 億 9255 万円です。
- 2) 全国に先駆けて実施した「物価高騰対策賃上げ支援金（申請期間 2 月 5 日～11 月 15 日）は、想定 2000 件を大きく上回る 2896 件、20414 人、10 億 2070 万円の申請となりました。1～4 人の事業者が 28%、5～20 人が 42%で、申請の 70%を占めています。小規模事業者の賃上げ支援の大きな支えになりました。業種別には、建設業が 20.5%、製造業が 16.5%、卸売業・小売業 15.6% 医療・福祉が 13.0%となっています。12 月議会で達増知事は、「これまで実施していた物価高騰対策賃上げ支援金からさらに踏み込んだ支援策の検討に着手している」「対策を速やかに講じることが重要で、補正予算について年内をめどに提案できるよう準備を進めている」と答弁しました。医療福祉施設等への支援、酪農等農業、漁業への支援を含め国の経済対策に呼応した物価高騰対策を提案するとしていることは重要です。

## 2、紫波地域診療センターの廃止条例を強行、「経営計画」最終案は看護師 120 人削減のリストラ計画

- 1) 12 月議会に示された「県立病院の経営計画」（2025-2030）は、国の医療切り捨て政策の下で、今年度 90 億円（賃上げ分が 30 億円）の赤字となるとして、新たに 3 病棟の廃止を打ち出し看護師 120 人のリストラ計画となりました。医師の増員は 6 年間でわずか 23 人ととどまります。岩手の県立病院だけでなく、全国の公立病院、民間病院も深刻な赤字となっており、新型コロナ感染拡大が継続している中でコロナ補助金の復活や医療機関の経営を維持する交付金や賃上げに対応した診療報酬の改定など、全国知事会や医療機関の全国組織が国に緊急対策を求めていくことが求められています。
- 2) 「県立病院の経営計画」最終案に対して、「紫波地域の医療と福祉を守る会」が紫波地域診療センターの廃止に反対して緊急集会を開くとともに、紫波町議会に働きかけ、12 月 2 日の 12 月議会冒頭に、「紫波地域診療センターの存続と機能強化を求める意見書」を圧倒的多数で採択したことは、町民の創意を示すものとして極めて重要な成果でした。12 月 4 日には 1368 筆の署名を提出して紫波地域診療センターの存続と入院ベッドの回復を求めたことは重要です。環境福祉委員会では、紫波地域診療センターの廃止条例について、希望いわてと社民党の 4 人が継続審査を求めましたが賛否同数となり、自民党の委員長の採決で否決され、廃止条例が強行されました。斉藤県議は議案に対する質疑で、高田県議は廃止条例に対する反対討論で、県立医療機関として 74 年の歴史を持つ紫波地域診療センターの廃止を地域住民に丁寧に説明することなく、「県立病院の経営計画」の最終案の段階で、先行して廃止条例を強行することは、二重三重にも不当だと厳しく批判しました。

「久慈地域医療を守る会」が、ケアミックスの基幹病院の位置づけとなる県立久慈病院の医師確保と機能の充実を求め、7444筆の署名を提出して要請を行ったことも重要です。

### 3、急増する不登校問題、盛岡みだけ支援学校高等部通学バス問題

- 1) 2023年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果」が公表され、岩手県分について文教委員会で報告されました。暴力行為は小中高で962件（前年度750件）で212件の増加、うち生徒間暴力が820件となっています。いじめの認知件数は、7862件（前年度8256件）で394件減少、小学校では542件減少しましたが、中学校、高校、特別支援学校では増加しています。「解消している」が6490件で解消率は82.5%となっています。不登校児童生徒数は、小学校で843人（前年度617人）、1000人あたりでは15.8人（11.3人）、中学校で1616人（1388人）、1000人あたり55.1人（46.5人）、高校では593人（583人）、1000人あたり20.9人（20.1人）と小中高全体で3052人（前年度2588人）で464人増と急増し過去最多となっています。小学校低学年での急増が特徴です（小学校1年生で15人から40人に増加、2年生で30人から83人に増加）。

齊藤県議は、文部科学省の委託調査（3月公表）で、不登校児童生徒自身の不登校のきっかけについての回答では、「いじめ被害を訴えている」が26.2%、「仲の良い友達がいない」19.9%、教師の関係では、「先生から激しく怒られた、体罰があった」が16.7%、「先生と合わなかった」が35.9%となっており、不登校のきっかけとしては、いじめ、友人関係、教師との関係があること。また、「宿題ができなかった」50.0%、「授業が分からない」47.0%にみられるように、詰め込みと競争と競争の教育で苦しんでいる生徒の状況が示されていると指摘しました。また、発達特性や障害、家庭の困難などが不登校と関連しているのも2割程度あるという調査結果も紹介し、子どもたちの多様な実態、声から不登校問題の解決にあたる必要があると指摘しました。

あるフリースクールの保護者の調査では、不登校の保護者の2割が離職しているとの報道を紹介し、ともに困難を抱えている保護者への支援の必要性を強調しました。学校内外の機関で専門的な相談・指導を受けていない児童生徒は、公立小中学校では791人で32.4%、公立高校が120人で33.1%となっていますが、担任等の相談・指導を受けているのは小中学校で2359人・96.6%、高校で351人・96.7%となっている状況も明らかになりました。教育支援センターは27市町村に設置され221人が利用、フリースクールは県内17団体で146人の利用となっています。校内教育支援センターは46%に設置されているとのことですが実態は把握していませんでした。

- 2) 9月県議会に続いて、県立盛岡みだけ支援学校高等部の通学バスの早期実現を求めました。特別支援教育課長は、「引き続き対応する人員、学習時程、経費などの課題を整理するとともに、バスの活用、運転手の確保など様々な選択肢を立てながら、どの方向であれば課題を解決できるか関係部署と検討を続けている」と答弁。教育長は、「我々といたしましても要望をいただき真摯に受け止めております。関係部署としっかり確認・協議しながら結論を導いていきたい」と答えました。
- 3) 「盛岡一高事件に関する調査検証委員会の設置を求める請願」は、請願者を参考人として呼ぶかどうかについて会派の意見がまとまっておらず、引き続き継続審査となりました。
- 4) 県教委と矢巾町が共同で整備する県立南昌みらい高校の体育館整備事業は、9月県議会でも2度わたる文教委員会での審議を踏まえ議決されましたが、矢巾町から「ゼロベースでの検討の申し入れ」があり、工事が50日間の休止となる異常事態となっているとの報告がありました。これは県教育

長と矢巾町長が結んだ「覚書」を破棄しようとするもので、すでに入札と契約も済み、工事に着手している中での異常なものです。この間の経過を踏まえて、年内に矢巾町の理解と納得を得るように教育長がリーダーシップを発揮して解決を図るように強く求めました。

#### 4、県立平泉世界遺産ガイダンスセンター、県公会堂の指定管理議案に反対

- 1) 県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求める議案は、これまで施設の管理運営を行ってきた県文化振興事業団が「採算が取れない」として申請もしなかったもので、県外業者が受けることになりました。平泉の世界遺産の意義と内容を国内外に広げる重要な施設にもかかわらず、貧弱な指定管理料となっていることから、受託した事業者の職員配置計画では、正規職員 4 名、うち学芸員は 1 名、非正規の 7 人は雇用保険も厚生年金もなしの非正規雇用となっています。
- 2) 県公会堂の指定管理者はこれまでと同じ事業者ですが、職員配置計画では正規職員が 4 名、うち所長と統括責任者が非正規で、他の非正規職員の待遇は最低賃金ぎりぎりとなっています。県の施設の指定管理でワーキングプアをつくることは、「県契約を通じた適正な労働条件の確保」を明記した県の公契約条例「県の締結する契約に関する条例」にも反するものです。  
指定管理者制度を検証し、働く職員の適正な賃金と労働条件を確保するようにすべきです。

#### 5、県職員の年収は引き上げ後もピーク時より 65 万円減、特別職の給与・報酬の引き上げに反対

- 1) 県人事委員会の勧告に基づく県職員の給与改定が提案されました。行政職の平均で月給 1 万 952 円、3.11%の引き上げとなるものです。特別給を含めた平均年間給与額の引き上げ率は 3.76%となるものです。総額 51 億 2200 万円となります。今までにない引き上げとなりますが、それでも平成 10 年（1998 年）のピーク時と比べると今回の改定後の年収は 65 万円下回るものです。そうした中で、知事、副知事、県議会議員の報酬は県職員や幹部職員の水準よりも高く、報酬の引き上げは県民の理解が得られないと反対しました。
- 2) 会計年度任用職員の給与引き上げは、パートタイムのモデル年収で、改定前より約 32 万円増加し約 285 万円となります。会計年度任用職員制度導入前の臨時職員と比べると 100 万円を超える増額となります。

#### 6、TPP 関連農業農村基盤整備事業、中山間地域直接支払制度、財政制度審議会の建議の問題について取り上げる

- 1) TPP 関連農業農村基盤整備事業の実績と実施要件の見直しを求めました。この事業の実施要件はコメ生産コストが 60 キロ当たり 9600 円、主食米以外の 8 割以上は高収益作物とし 10%以上の増加が条件です。実績では生産コストが平均 9400 円、高収益作物の生産額における割合は 8 割を超え増加率も要件を超えています。現在は生産資材の高騰で生産コストが 9600 円を超えており、実施要件を見直すよう求めました。
- 2) 中山間地域直接支払制度の「集落機能加算」が、来年度から廃止されようとしています。県内では、奥州市、西和賀町など 7 市町村 43 集落 2000 ヘクタールで取り組まれ、参加集落も増えていることから、制度の継続を求めました。

一関市の「白い農地問題」は、①中山間直接支払制度における集落協定違反であり、②農地法違反であることは明らかであること。集落協定違反の問題では、市と農業委員会がお墨付きを与えていた問題があり、農地法違反の対応は県になるが、原状復帰となれば 21 億円かかるとされており、柔軟な対応を求めました。県は、国の指導をいただきながら対応していると答えました。

- 3) 財務省の財政制度審議会は 11 月 29 日にまとめた建議で、「食料自給率の向上は不適當」「農業予算は減らすべき」「飼料用米はゼロに」「備蓄米の削減」「国民に支えられている農業の構造転換を図るべき」など、農業の役割を全面的に否定する異常な内容となっています。高田県議は、農業破壊の財政制度審議会の建議について厳しく抗議すべきと質問。農政担当技監は、「自給率の向上は過度に重視することは不適當としており、飼料用米への補助の廃止や備蓄米の削減などにも言及している。農業者にとって厳しい内容だ。今後とも農家が安心して営農できるよう農業予算の増額など一層国に働き掛けたい」と答えました。

## 7、「岩手県庁舎の在り方に関する報告書」（素案） — 一部建て替え案を軸に検討

「岩手県庁舎の在り方」（素案）が示されました。3 つの案—①改修のみ実施（50 年間の一般財源負担 720.1 億円）、②一部建て替え（919.7 億円）、③全て建て替え（1278.8 億円）で検討され、一部建て替え案を軸に整備を進める方向性が示されました。一部建て替え案の内容は、既存の議会棟を解体した上で、議会機能に加え、現在の庁舎に不足する機能を補った新庁舎を建設し、知事部局棟は免振化及び長寿命化改修を行うものです。

今後の検討スケジュールは、24 年 12 月中旬～25 年 1 月中旬に、「岩手県庁舎の在り方に関する報告書」（素案）についてパブリック・コメント実施。25 年 2 月県議会に最終案を説明し、3 月末までに策定・公表する計画です。25～26 年度に基本構想・基本計画策定し、27～29 年度までに基本・実施設計を行い、28～29 年度に議会棟解体設計・工事を実施。30～37 年度に建て替え・改修工事を行うというものです。

## 8、達増知事に 2025 年度岩手県予算に関する申し入れ

12 月 9 日、最終本会議の前に、達増知事に対して「2025 年度岩手県予算に関する申し入れ」を行いました。申し入れでは、10 月 27 日投開票の総選挙の結果、自民党・公明党の与党が過半数割れに追い込まれたことは、自民党政治への厳しい国民の審判が下された結果だと指摘。自民党一強体制が崩壊し、国民の運動で切実な要求が実現する条件と可能性が切り開かれていると述べ、国民の運動と力を合わせ自民党政治に代わる新しい政治の実現をめざす状況となっているもとの、県民の切実な要求を踏まえて来年度予算の編成に臨むよう求めました。また、緊急の物価高騰対策については、国の経済対策に呼応し年内にも補正予算を提出するよう求めました。

予算に関する申し入れは、第一部が「物価高騰から暮らしと営業を守り地域経済を立て直す」、第二部は「東日本大震災津波からの復興について」、第三部は「県民の命と暮らしを守る新しい県政めざして」一の三部構成です。

以 上